

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すずかけの会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 報酬及び実費弁償費の支払いは年度末とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたった場合では、別表2により報酬及び実費弁償費をその都度支払うことができる。

- 3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導にあたった場合には、別表2により実費弁償費をその都度支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬の支給）

第7条 報酬は、その全額を通貨で直接すずかけの会役員及び評議員に支払わなければならない。

（改正）

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日より適用する。
- 2 平成17年8月21日改訂（第九条削除）平成17年4月1日に遡って適用する。
- 3 平成17年10月30日改訂（第8条2項追記）
- 4 平成21年10月18日改訂（第5条1項に追記）
- 5 平成26年12月21日改訂（第8条削除ほか）平成26年4月1日に遡って適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	0 円	2,000 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	0 円	2,000 円
監事監査指導報酬等		
会計担当監事	50,000 円	2,000 円
ほか監事	20,000 円	2,000 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	実 費	5,000 円	実 費